

令和7年度みやざき材活用施設設置支援事業(県内)

宮崎県はスギ素材(丸太)生産34年連続日本一

みやざきの木材を使って施設整備をしませんか?

店舗などのPR効果の高い施設の内装や外装の木質化、木製調度品の導入に対して支援します!



①施設の内装・外装木質化 (最大1000万円)



(1)補助対象経費

- ・木材費(宮崎県産材に限る)
- ・木材の加工費(注入等)
- ・輸送費(補助対象となる宮崎県産材の輸送費に限る)
※確認・証明ができるものに限る。

(2)補助率

補助対象経費の1/3以内(ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請の場合は、1/2以内)

補助対象施設の利用者等の数	上限額
1万人以上	1000万円
5,000人以上	500万円
2,500人以上	300万円

※補助対象経費は20万円以上とする。

②木製調度品の導入 (最大300万円)



(1)補助対象経費

- ・購入費(宮崎県産材を主な材料として製作されたもの)
 - ・輸送費(補助対象となる木製調度品の輸送費に限る)
- ※確認・証明ができるものに限る。

(2)補助率

補助対象経費の1/3以内(ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請の場合は、1/2以内)

補助対象施設の利用者等の数	上限額
1万人以上	300万円
5,000人以上	200万円
2,500人以上	100万円

※補助対象経費は20万円以上とする。

※①、②のいずれも実施する場合の補助金の上限額は補助対象施設の利用者等の数に応じた①の上限額とします。
※当事業は森林環境譲与税を活用しております。

宮崎県HP



宮崎県のHPより「しごと・産業」>「林業」>「生産・利用・流通」>
「令和7年度みやざき材活用施設設置支援事業の募集について」



事業の詳細は、宮崎県のホームページから、補助金交付要綱、事業実施要領にてご確認ください。



MIYAZAKI WOOD

申込・問い合わせ先

宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室

担当:宮内(みやうち)、福留(ふくどめ)

〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2-10-1 7号館2階

TEL:0985-26-7156 FAX:0985-28-1699

Mail: miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp

補助の対象となる施設の条件

□全てに該当する必要があります

【共通条件】

- 宮崎県内に所在する施設であること
- 補助対象施設の利用者等の数が年間2,500人以上であるか、またその見込みがあること
- 常時、不特定多数の者の利用が見込まれる施設であること
- 令和8年3月20日までに竣工又は設置が確実な施設であること
- 補助対象施設に、事業名と宮崎県産材(※)を使用して整備したことを明示するための表示板を設置すること
- 事業終了の翌年度から5年以上、利用が継続される施設であること

【施設の内装木質化及び、外装木質化】

- 補助対象とする部分に使用する木材使用量（材積）の70%以上が宮崎県産材であること
- 補助金交付決定日以降に補助対象とする部分に着手すること

【木製調度品の導入】

- 主たる部分に木材を使用し、木材使用量（材積）の70%以上が宮崎県産材であること
- 補助金交付決定日以降に設置すること

※本事業における宮崎県産材とは、宮崎県内で生産及び加工された木材であって、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材であることが証明できる木材をいう。（ただし、宮崎県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。）

【各種条件等の詳細は、「[補助金交付要綱](#)」及び、「[実施要領](#)」にてご確認下さい。】

事業フロー

□県への提出書類

申請者

西臼杵支庁・農林振興局長

宮崎県

① 事業計画書

- 事業計画書（補助金交付要綱様式第1号）
- 補助対象経費が確認できる設計書、見積書（任意様式）
- 事業内容が分かる図面（任意様式）
- 木材使用量が確認できる木拾い表（任意様式）

提出①

事業計画書の受理

進達

○内容の審査

② 補助金交付申請書

- 補助金交付要綱第5条の示す書類

提出②

進達

○申請書の審査

●内示通知の受理

通知①

○補助金額の内示

③ 概算払請求書

提出③

必要に応じ、現地調査

進達

○概算払請求書の受理

●補助金額の決定通知の受理

通知②

○補助金の交付決定

●補助金額の決定通知の受理

通知③

○補助金額の確定

●補助金の受領

通知④

○補助金の支払い

補助対象となる部分の工事（着手）

補助金交付決定通知日以降に着手、R8.3.20までに補助対象部分を含む施設が竣工すること

④ 完成届

- 事業実施要領第3の4の示す書類

提出④

必要に応じ、現地調査

進達

○書類の審査

⑤ 実績報告書

- 補助金交付要綱第11条の示す書類

提出⑤

実績報告書の受理

進達

○書類の審査